

イギリス軍法会議とイラク占領

大田 肇[†]

1. はじめに
2. ヨーロッパ人権条約及び1998年人権法への適合性
3. イラク戦争・占領から派生した問題
4. 結びにかえて

1. はじめに

2005年7月14日、イギリス貴族院において、ボイス卿元海軍大將は「軍隊における命令(Command)と規律(Discipline)は、ともに絶対に遵守されなければならない。部隊長(Commanding Officer)は、その艦船あるいは部隊の指揮につき全面的な責任を負っているが、それはその規律に責任を負う、つまり規律を確立・維持しなければならないことを意味する。部隊長指揮下の兵士たちが、彼ら・彼女たちの部隊長は自分たちに関する全権限を有していると一点の疑いもなく信じない限り、必要とされる規律の確立・維持は不可能である」¹と述べた。彼の主張は、当日貴族院で同様の発言をおこなった他の5人の元参謀将校たちとともに、軍隊経験のない国防大臣をはじめ、同様の労働党内閣の首相他国務大臣に対し、軍隊の有り様を知らしめようとするものであった。このように、軍隊の規律維持において、将校の指揮命令権限は死活的な重要性をもっており、その実効性を支えているのが軍法会議に象徴される軍事司法制度である。

この小論は、「現代の軍隊」における軍事司法制度を、イギリスのそれを題材として検討しようとするものである。第二次世界大戦後、イギリスの軍事司法制度は大きな改革をおこなうことなく存続してきたが²、1990年代後半にその軍法会議がヨーロッパ人権裁判所によりヨーロッパ人権条約違反の判決を受けると、「独立のかつ公平な」裁判所

[†] おおた はじめ/1956年生/津山工業高等専門学校教授/憲法・軍事法/『変化するイギリス憲法』(共著、敬文堂、2005年)、『民営化と公共性の確保』(共著、法律文化社、2003年)、「イギリスの有事法制」(法律時報増刊『憲法と有事法制』、日本評論社、2002年)/oota@tsuyama.ct.ac.jp/「統帥権の独立」の頃の軍隊に関する理解が、21世紀の日本に再登場しつつあることに、驚きつつ注目しています。

¹ HL, 14 Jul 2005: Column 1234,1235

² イギリス国防省ホームページ、2006年1月27日付defence news *Getting our Acts together*の中で、過去軍事司法関連の法は一般法の改正を反映させるべく修正されてきたが、それは「a somewhat piecemeal process (やや細切れ過程)」であったと表現されている。

とみなされるべく改革を重ねてきた³。さらに、2003年からのイラク戦争及びそれに続くイラク占領に参加しているイギリス軍は、その活動上の困難さから様々な問題を生じさせ、それらを裁く軍法会議のあり方にも疑問の声が上がっている。それらの問題を踏まえつつ、2005年12月1日から国会において、2006年軍隊法案が審議されている。この審議過程までを視野に入れ、イギリス軍事司法制度の現状と新たに浮かび上がってきた問題点とを整理してみたい。

2. ヨーロッパ人権条約及び1998年人権法への適合性

(1) はじめに

まず、イギリス軍事司法制度を概観する⁴。イギリスの海・陸・空軍に属する者は、それぞれ1957年海軍規律法(the Naval Discipline Act 1957)、1955年陸軍法(the Army Act 1955)、1955年空軍法(the Air Force Act 1955)に服する。これら3法を軍務規律法(the Service Discipline Acts)と呼んでいる。彼ら・彼女らは、この法律によって、一般市民と同じく市民法に服しながらも、その一定の権利・自由が軍務規律維持のために制限されることになる。例えば、市民は仕事を休んでも刑事罰に服さないが、軍人は許可なしで休むと、海軍規律法17条、陸軍法38条、空軍法38条によって罰せられることになる。軍事規律法にはこの他に、軍事行政(例えば、入隊、免職、勤務期間など)に関する規定もあるが、主たるものは上記の規律に関する規定である⁵。

軍務規律法は「議会の同意なくして、平時にこの王国内で常備軍を徴集、維持することは、法に反する」⁶と規定した1689年権利章典を遵守するため、国会両院により可決される枢密院令によって毎年更新され、この更新の仕方は5年ごとの軍隊法(Armed Forces Act)の制定によって5年間の継続を認められてきた。また軍隊法は軍務規律法に一定の修正を加えてきた⁷。現在の軍隊法は2001年軍隊法である。

従来の軍事司法の流れを追うと、以下ようになる。兵士が犯罪を犯したとき、彼・彼女が所属する部隊の部隊長(Commanding Officer)が最初の捜査を担当する。この捜査が終了すると部隊長は当該事件を不起訴処分にするか、略式手続で処理するか、あるいは指揮命令系統上の上級当局に委ねるか、決定する。不起訴となれば、被疑者は釈放される。略式手続が選択されれば、部隊長によって略式命令(Summary Justice)が下される。上級当

3 ラント主任法務官は「この5、6年の間に、おそらく過去300年間で最も根本的な改正が軍事司法制度に加えられてきた」と述べている、His Honour Judge Lames W Rant CB QC *THE MILITARY JUSTICE SYSTEM AND HUMAN RIGHTS*, RUSI Journal (April 2000), p.32

4 拙稿「イギリスにおける軍法会議・略式命令の改革—二つのヨーロッパ人権裁判所判決を契機として—」原野翹・浜川清・晴山一穂編『民営化と公共性の確保』(法律文化社、2003年5月)285頁～287頁、参照。

5 Ministry of Defence, *Manual of Military Law* :Part 1, 12th Edition, Ch1

6 「権利章典」樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集』(三省堂、1988年9月)22頁(元山健担当)。

7 拙稿「1980年代のイギリス軍事法I」津山工業高等専門学校紀要40号(1999年1月)63頁～64頁、参照。

局に委ねられれば、上級当局は当該軍務公訴局(Service prosecuting authority)へ委ねるか、略式手続によって処理させるために部隊長に差し戻すか、を決定する。軍務公訴局は、起訴すべきか否か、起訴するならいかなる起訴状が作成されるべきかを決定する。起訴が決定されると、軍法会議が召集される。

軍法会議には普通軍法会議、地区軍法会議、野戦軍法会議の3種類があるが、3番目は、戦場において迅速に犯罪者を処罰する必要があるなど、他の2つの軍法会議を開けない場合に開廷される⁸。軍法会議は、将校（普通軍法会議では5人、地区軍法会議では3人、そのうち最も階級の高い将校が軍法会議の裁判長を務める）と法務官(Judge advocate)1人で構成され、法務官は主任法務官(Judge advocate general)⁹によって任命される法曹資格を有する文官であり、将校たちに法律及び裁判手続に関する助言をおこない、審理の最後にまとめをおこなうという役割を担う。

(2) フィンドレイ事件

以上のようなイギリス軍事司法制度に衝撃を与えたのが、1995年2月のフィンドレイ陸軍軍曹の申立に関するヨーロッパ人権委員会決定¹⁰であった（1997年1月に下されたヨーロッパ人権裁判所判決は、人権委員会決定と同じものとなった¹¹）。

フィンドレイ軍曹は、自分を裁いた軍法会議は、独立のかつ公平な裁判所による公正な審理を受ける権利を保障するヨーロッパ人権条約6条¹²に違反すると主張した。人権委員会は、「ある裁判所の独立性を決定する」基準として、「そのメンバーの任命方法、その職務の継続期間、外部からの圧力に対する保障の存在、及びその姿が独立の外観(appearance)を示しているか否か」という項目を立てた。そして軍法会議の将校5人全員が軍法会議を召集した将校（召集将校）、つまりロンドン区総司令官の指揮命令下にあったこと、軍法会議を召集した召集将校がその判決を確定する確定将校を兼務していることから、その独立性に疑問を示し、またイギリス政府が主張した法務官の存在に関しては、助言者の立場にとどまっておき、その存在によって独立性への疑問を拭い去ることはできないとした¹³。

この人権委員会の決定は、1996年1月から始まっていた1996年軍隊法案特別委員会の審議に大きな影響を与えるものとなった¹⁴。特別委員会では、次の軍法会議改革案¹⁵が

8 Peter Rowe, *Chapter 12 Military Law in the United Kingdom*, in Georg Nolte (ed.) *European Military Law Systems* (De Gruyter Recht, 2003) pp.875-876 参照。

9 主任法務官は大法官によって任命される。

10 FINDLAY v. UNITED KINGDOM Application.No.22107/93, 5 September 1995

11 当時はヨーロッパ人権裁判所への提訴は、まずヨーロッパ人権委員会への申立から始まり、人権委員会は当事者からの主張を受け取った後、その決定をレポートとして発表し、その決定に当事者が納得しない場合、人権裁判所に送られることになっていた。また、イギリス国内での司法的救済手段が尽きた後でなければ、申立・提訴をすることはできない。現在の手続に関しては、江島晶子「人権保障の新展開—人権の国際的保障」『新版現代憲法—イギリスと日本—』（敬文堂、2000年）170頁、参照。

12 6条1項「すべての者は、その民事上の権利及び義務の決定または刑事上の罪の決定のため、法律で設置された独立のかつ公平な裁判所により妥当な期間内に公正な公開審理を受ける権利を有する。…」大沼保昭・藤田久一編『国際条約集—2000—』（有斐閣、2000年）117頁。

示され支持された。「指揮命令系統と軍務公訴局の分離をさらにすすめる。軍法会議に
関与する将校を、被告人の指揮命令系統とは無関係なそれから選出する。法務官の役割
に関し、その法律上の指示をただの助言ではなく、拘束力をもつものに強化する。略式
命令に関わるすべての事件において、被疑者が軍法会議による裁判を選択できるように
する。軍法会議控訴院への控訴は、軍法会議における事実認定のみならず、その刑罰決
定に対してもできるようにする。刑罰を『確定』する制度を廃止する」。この改革案¹⁶が
盛り込まれた1996年軍隊法案が、庶民院、貴族院を経て7月に裁可された。

(3) フド事件

フィンドレイ事件に続き、イギリス軍事司法制度に衝撃を与えたのが、フド事件であ
る。デイビッド・フドは陸軍の兵士であったが無断欠勤を繰り返し、自宅において警
察に逮捕され、兵舎へ連行され、部隊長の前に連れて行かれた。その後地区軍法会議へ
の出廷までの約5ヶ月間、衛兵の監視下で衛兵所内の独房に勾留された。フドは、軍法
会議において有罪判決を下され刑の言い渡しを受けたが、不服とし、最後にヨーロッパ
人権裁判所に提訴した¹⁷。

1997年12月、ヨーロッパ人権委員会はフドの申立を認める決定を下し、1999年2月に
下されたヨーロッパ人権裁判所判決も同委員会の決定と同じものになった。

フドの申立には主として2つの主張が含まれていた。1つは、フィンドレイ事件と同
じく、軍法会議の独立性・公平さに関するもので、ヨーロッパ人権条約6条違反の主張
は認められた。もう1つが、人権条約5条3項¹⁸違反の主張である。人権裁判所は、兵
士が軍当局によって勾留される場合、部隊長がその勾留を知ってから48時間以内に、兵
士は部隊長の面前に連行されることになっており、また部隊長が兵士の裁判前勾留を決
定することになっている一方で、その部隊長が起訴の段階になると不起訴にする権限を
有している、つまり起訴の「中心的役割を果たす責務」を負っていることを疑問視した。
その結果、「部隊長を訴訟当事者から独立したものと見なすことはできないので、条約
5条3項違反があった」と判定した。

このフド事件判決とともに、イギリス国防省が懸念したのが、2000年10月2日から施
行される1998年人権法¹⁹の影響であった。人権法はヨーロッパ人権条約をほぼそのまま
イギリスの国内法に組み込んだものであり、第2・第3のフィンドレイ事件はストラス

13 ヨーロッパ人権裁判所のフィンドレイ判決に対し、従来のイギリス軍事司法制度を評価する論文とし
て、Ann Lyon, *After Findlay: A Consideration of Some Aspects of the Military Justice System*, *The
Criminal Law Review*, February 1998, p.109

14 A.W.Bradley and K.D.Ewing, *Constitutional and Administrative Law* (twelfth edition, 1997) pp.379-380

15 Special Report from the SELECT COMMITTEE ON THE ARMED FORCES BILL, Session 1995-96, p.viii

16 この改革を受容する主旨の論文として、JUDGE J.W.RANT, *THE BRITISH COURTS-MARTIAL SYS-
TEM: IT AIN'T BROKE, BUT IT NEEDS FIXING*, *Military Law Review*, Vol.152 1996, p.179

17 HOOD v. UNITED KINGDOM Application.No.27267/95, 18 February 1999

18 5条3項「1 (c)の規定に基づいて逮捕または抑留された者は、裁判官または司法権を行使することが
法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連行されるものとし、妥当な期間内に裁判を
受ける権利または裁判中に釈放される権利を有する。・・・」前掲12、116頁。

ブール（ヨーロッパ人権裁判所の所在地）まで行かなくともイギリス国内で訴えることができるようになり、軍事司法制度に関わる訴訟が急増することが危惧されたのである。

このため、1999年11月に軍隊規律法案(Armed Forces Discipline Bill) が貴族院に提案された。この法案には軍事司法制度に関する主要な改正点3つ、①司法官による起訴前勾留の決定、②軍法会議による裁判を選択する権利のさらなる拡大、③略式命令控訴院の新設、があった。この法案に込められた国防省の構想を示しながら、改正点を説明していく。国防省は略式命令を軍隊の規律維持にとって不可欠なものと考え、その存続を最優先課題とした²⁰。しかしながら、部隊長を「独立のかつ公平な」存在とは見なせず、その審理は非公開であり、弁護人の立ち会いも認められていない現状の略式命令では、ヨーロッパ人権条約に適合できないと判断し、兵士に略式命令を受けるか否かの選択をさせ、どちらを選択しても人権条約に適合する裁判所での審理が保障される法制度を作ろうとした、つまり略式命令を選んだ時には、その命令に納得できなければ、略式命令控訴院に訴えることができ、略式命令を選ばなかった時には、軍法会議に訴えることができるという制度である。この構想の下で、①はフド事件判決に対応するためのものであり、部隊長は被疑者を48時間以上勾留したいときは、彼・彼女を司法官の面前に連れて行き、司法官が勾留継続の是非を決定するというものであった。②は、それまで、被疑者は部隊長が有罪を判定した後にそして部隊長が刑罰を言い渡す前に、軍法会議による裁判を選択することができたのであり、軍法会議は部隊長が言い渡したであろう刑罰よりも重い刑罰を下すことができたが、被疑者は最初から軍法会議を選択できるようになり、軍法会議が下す刑罰を部隊長が言い渡すことができたであろうものに限定しようというものであった。③は、それまで、被疑者が部隊長による略式命令を選択したならば、その事実認定または刑罰について、裁判所に訴える制度は存在しなかったが、それを可能にするものであった。これらの改正には、円滑な軍事活動に支障を生じさせる可能性、部隊長の指揮命令の権威を低下させる恐れ、訴訟件数増加の予想等の観点から、反対の意見も強かったが、国防省はこれらの改正をしなければ、略式命令そのものがヨーロッパ人権裁判所及び国内裁判所で違法と判断され軍事司法が機能不全に陥ると反論した。軍隊規律法案は2000年5月に2000年軍隊規律法として裁可された。

（4）モリス事件

以上の2つの法律によってなされた改正で、イギリスの軍事司法制度はヨーロッパ人権条約及び1998年人権法に適合するものとなった、と国防省は考えた。しかしながら、2002年2月、ヨーロッパ人権裁判所において、改正された軍法会議²¹が再び人権条約6

19 江島晶子「第8章イギリス『憲法改革』における1998年人権法—議会主権と法の支配の新しい関係—」松井幸夫編『変化するイギリス憲法—ニュー・レイバーとイギリス憲法改革—』（敬文堂、2005年）163頁、参照。

20 前掲3 p.34

21 原告モリスを被告人とした軍法会議は、1997年5月に始まっているが、1996年軍隊法は1996年10月1日から施行されていた。

条に違反しているとの判決が下された²²。ヨーロッパ人権裁判所が、陸軍兵士モリスを無断職務離脱の罪で裁いた軍法会議を「独立のかつ公平な裁判所」とみなさなかった理由は、軍法会議のメンバーのうち、常任裁判長以外の2人の現役将校の独立性に対する疑問である。人権裁判所は、改正された軍法会議にその独立性を保障するための一定の工夫が存在することを認めながらも、それらの保障は、比較的下位の現役将校にかかる可能性のある外部からの圧力を排除するには不十分であるとした。さらに、これらの将校は法学教育を受けていなかったこと、彼らが陸軍の規律とその報告義務に服していたこと、その審理の期間中、彼らが陸軍から影響を受けることを禁止する法令その他が存在していなかったことをあげ、これらは起訴事実が直接軍隊の規律維持に関係している当該事件においては、特に関心が向けられる事項であるとした²³。

(5) スピア事件

スピア陸軍軍曹代理は、2000年2月1日に地区軍法会議において有罪判決を下された。それに不服な原告は軍法会議控訴院へ訴えたが敗訴し²⁴、最高裁判所としての貴族院に上訴した。担当した裁判官の中で、最も詳細な判決文を書き、それは他の裁判官によって参照されているロジャー卿(Lord Rodger)の意見をもとに、モリス判決で焦点となった常任裁判長以外の将校たちの独立性に関する貴族院判決(2002年7月18日)²⁵を概観する。ロジャー卿は、モリス判決を下したヨーロッパ人権裁判所は他の将校たちについて十分な情報を与えられていなかったが、貴族院はすべての情報に注目しているとした。そして、通常の刑事裁判における陪審員と軍法会議における将校たちを比較しながら、被告人に対する偏見を除くという課題は、陪審員と同じく将校たちによってなされる宣誓や裁判官と同じく法務官によって将校たちになされる指示によって解決される(と見なされている)とし、将校たちの独立性を保障するための手段(被告人とは別の指揮命令系統からの選出、詳細な注意事項を記した小冊子の配布)も採用されていると主張し、2者の間に差がないことを強調した。次に逆にその差違について、軍隊生活で軍人魂を叩き込まれた将校たちよりも陪審員の方が証拠にもとづく純粋な判定が可能であるという弁護人の主張を、それを裏付ける証拠がないとして退け、続いて刑の決定に際し軍隊の規律への影響を重視する(したがってより重い刑を選択する)という将校たちの性向を認めながらも、しかし刑の決定において生じる考慮事項のズレは、通常の刑事裁判においても裁判官がその地域に多発している犯罪に対してはより重い刑を言い渡すことによって生じており、他の専門領域においても規律の問題はその領域の上級メンバーによってその特有事項を考慮しながら、より適切に判断されているとして(例えば法曹界)、将校たちの独立性を疑う根拠にはならないとした。ヨーロッパ人権裁判所が指摘した法学教育の問題は、従来の人権裁

22 MORRIS v. UNITED KINGDOM Application.No.38784/97, 26 February 2002

23 拙稿「第14章 ニュー・レイバー政権下の軍事法制」松井幸夫編『変化するイギリス憲法—ニュー・レイバーとイギリス憲法改革—』(敬文堂、2005年) 302~314頁、参照。

24 Regina v Spear and another, [2001] EWCA Crim3, [2001]2WLR 1692

25 Regina v Spear and others (Consolidated Appeals),[2002]UKHL31, [2002]3WLR 437

判所判決と整合性に欠けると批判し、報告義務の存在及び外部の影響を禁止する法令の不存在については、正確な情報に基づかない間違っただけの理解であるとした。以上から、将校たちの独立性は保障されていると結論づけた²⁶。

モリス判決から約5ヶ月後に出されたスピア判決、軍法会議の人権条約適合性をめぐり、ドーバー海峡を挟んで2つの裁判所の判断が、対立するかたちとなった。

（6）クーパー事件

クーパーは空軍のメンバーであったが、1998年2月、地区軍法会議で有罪判決を下された。軍法会議控訴院への訴えも却下され、ヨーロッパ人権裁判所に、彼を裁いた地区軍法会議は人権条約6条に違反していると訴えた。2003年12月、人権裁判所はクーパーの主張を退け、イギリス空軍の地区軍法会議を独立のかつ公平な裁判所とみなす判決を下した²⁷。空軍の軍法会議の構成・運営方法その他は陸軍のそれとときわめて類似しており、モリス判決とスピア判決とが対立するなかでどのような判断が示されるか注目されたが、人権裁判所は約1年6ヶ月前の自分たちの下したモリス判決を覆し、イギリス貴族院の判決に沿った判断を示した。この判決変更の理由を、コスタ(Costa)裁判官の同意意見は「モリス事件とクーパー事件との間には、確かに違いがある……。それらの違いの幾つかは、それぞれの事件状況のなかに見出されるものであり、その他の違いは、クーパー事件においては被告つまり政府の主張がより広範囲の内容について、かつより詳細に展開されたという事実によって説明されるものである。これらの違いは2年未満のうちに相反する判決を下したことを正当化するに十分であろうか？ 最終的には、そうだと考えた」と述べている²⁸。つまり「モリス判決においては提出されなかった情報や資料に特に留意して」審理した結果、将校たちには判決に関する報告義務はなく、詳細な内容を含んだ小冊子が配布されており、これらは、常任裁判官と法務官の存在とともに外部からの圧力に対する保障となると判断したのである。

（7）グリーブス事件

グリーブスは海軍のメンバーであったが、1998年6月、海軍軍法会議で有罪判決を下された。軍法会議控訴院への訴えも却下され、ヨーロッパ人権裁判所に、彼を裁いた地区軍法会議は人権条約6条に違反していると訴えた。クーパー判決と同日に、人権裁判所はグリーブスの主張を認め、イギリス海軍の軍法会議は独立のかつ公平な裁判所とみとめられないとする判決を下した²⁹。クーパー判決と結論が異なった最大のポイントは、海軍軍法会議の法務官は現役の海軍将校であり、軍法会議に加わらないときは通常海軍勤務についていたこと、その法務官への任命は上級海軍将校である海軍主任法務官(The Chief Naval Judge Advocate)によっておこなわれていたこと、さらに法務官の軍法会議

26 前掲23 314～321頁、参照。

27 COOPER v. UNITED KINGDOM Application.No.48843/99, 16 December 2003

28 前掲23 322頁、参照。

29 GRIEVES v. UNITED KINGDOM Application.No.00057067/00, 16 December 2003

でのパフォーマンスは主任法務官に報告されることになっていたことから、「海軍法務官の立場は、海軍軍法会議の独立性の強力な保障になっていると見なすことはできない」という判断にあった。

クーパー判決によって、陸・空軍の軍法会議の人権条約適合性に安堵した国防省は、グリーンブス判決によって指摘された海軍軍法会議の不適合性を解消すべく、対応を急いだ。海軍法務官が現役将校であり海軍主任法務官によって任命されているという状態を解消するためには1957年海軍規律法他の法律の関連条文を修正しなければならなかった。そのため「やむにやまれぬ理由(compelling reasons)」³⁰かつ「事態の切迫性(the urgent of the matter)」³¹があるとして、1998年人権法第10条2項及び同法付則2にもとづき、Naval Discipline Act 1957(Remedial) Order 2004 (救済命令)³²が2004年1月14日、事前の国会承認なしに出され、同年1月16日から施行された³³。

(8) まとめ

以上のイギリス軍事司法制度に関するヨーロッパ人権裁判所およびイギリス貴族院の判決を振り返ってみると、そこでの軍事司法制度に関する審理の枠組みはほぼ固まってきたと言えるだろう。それは、人権裁判所の示した基準を使いながら、その中味の検討に関しては貴族院のロジャー卿の見解を採用するというものである。その枠組みに照らせば、改正後のイギリス海・陸・空軍の各軍事司法制度は、人権条約上何ら問題のないものとなるだろう³⁴。

イギリスがおこなった改正を振り返れば、フィンドレイ事件においては「外観」が問題とされ、そこで提案された改正は現実には軍事上の支障がほとんど生じないものであり、したがってさしたる反対もなく認められた。これに対し、フド事件に関わる改正には、部隊長の指揮命令権限の権威低下などへ強い危惧が示され、野党(保守党)からはヨーロッパ人権条約からの離脱も含む激しい反発が巻き起こった³⁵。ヨーロッパ人権裁判所の下す判決に翻弄されているかに見えた軍事司法制度、その様相に対するイギリス国内の不安に一定の歯止めをかけることに成功したのが、モリス判決を覆しクーパー判決

30 1998年人権法10条2項「もし国務大臣がこの条文にもとづく手続にやむにやまれぬ理由があると考えれば、国務大臣は当該不適合を除去するため必要と考える制定法の修正を、命令によっておこなうことができる」

31 1998年人権法付則2(b)「命令の作成者が事態の切迫性のため、承認のための原案なしで命令を作成する必要があると考えれば、そのことを命令の中で宣言しておく」

32 S.I.,2004,No.66

33 この後、両院合同人権委員会(Joint Committee on Human Rights)において、1998年人権法第10条2項及び同法付則2にもとづく救済命令の妥当性他が検討され、海軍軍法会議の凍結などの事情を考慮し、妥当と判断された(House of Lords, House of Commons, Joint Committee on Human Rights, Naval Discipline Act 1957(Remedial) Order2004, Ninth Report of Session 2003-04, HL Paper 59, HC477)。この救済命令は2004年5月4日に庶民院で、同月12日に貴族院で承認された。

34 これと反対の意見として、Ellie Goldsworthy, 「At some point in next decade it is likely that the UK court martial system will yet again come under scrutiny by the European Court of Human Rights」 *The Armed Forces: Reform and the Court Martial System*, RUSI NEWASBRIEF (January 2003), pp.9-10

を導いたスピア判決であった。確かにそこでのロジャー卿の主張は、独立の「外観」を印象づけることにはかなりの強みを発揮する議論のように思われる。そこで示された論理は、「(5) スピア事件」において指摘した被告人に対する偏見の問題のように、軍法会議の有り様を通常の刑事裁判のそれと同一のものとして説明しようとし、刑の決定における重点の違いのように、軍法会議の将校と通常の陪審員との否定しがたい差は一度認めながら、市民社会の他の組織での有り様と比較することで、前者の特殊性を薄めていこうとするものである³⁶。彼が展開した論理は、軍事司法制度を市民刑事司法制度に限りなく接近させていくことによって、人権条約6条との整合性を確保しようとしたものと特徴づけることができるだろう。しかしながら、疑問点も残る。地域に暮らす一般住民とは異なり、そこから無許可で離脱すれば逮捕される軍隊、市民社会の企業とは異なりストライキ権は認められずそれをすれば反逆罪で罰せられるかもしれない軍隊、専門家集団と言っても、パリスタ団総評議会のように自由・平等・独立した専門家たちからなる集合体とは異なり、将校と兵士という固定された上下関係を基軸に組織されている軍隊、こうした本質的な差違を視野の外に置いてしまう可能性をもつこの理論は、現実とかけ離れた解釈を導く危うさを伴うであろう。

3. イラク戦争・占領から派生した問題

2003年3月20日、アメリカ・イギリス軍は、クウェートからイラク領内に侵攻し、巡航ミサイルなどでバグダッドを爆撃した。第二次イラク戦争の始まりである。が、早くも4月9日にはバグダッドを制圧し、5月1日にブッシュ大統領が戦争終結宣言を出すという短期間の戦争であった。が、問題はその後での占領であった。イラクとの戦争の準備はしていたが、その占領の準備は不十分であったとされるアメリカ・イギリス軍が、戦争後、混乱状態に陥ったイラクで占領活動を展開することになった。

威圧的な姿勢で占領活動を展開し、バグダッド近郊のAbu Ghraib刑務所内でのイラク人虐待が露見したアメリカ軍に対し、柔軟な対応を優先していたイギリス軍はイラクの人々から好意的に迎えられ、その占領政策もスムーズに進行しているとのイメージがイギリス国内に流れていたが、それを吹き飛ばす事件"Bread Basket"が発覚した。それはバスラのBread Basket Campにおいて、戦争終結宣言直後にイギリス軍兵士がイラク人を虐待した事件であった。この後も、イギリス軍兵士によるイラク人への虐待行為が次々と報道された³⁷。以下、これまでに軍法会議その他の裁判所において審理されたものの幾つかについて、紹介する。

35 2001年6月の総選挙において、保守党はそのマニフェストの中で、イギリス軍をヨーロッパ人権条約の適用から除外すべきことを政策として掲げた。

36 軍法会議における軍隊固有の階級制の影響を重視する見解として、前掲34 p.10, 彼女の見解は彼女自身の軍隊生活にもとづいて主張されている。

37 2004年6月時点で、イラク民間人の死亡・傷害・虐待に関する軍憲兵隊による捜査件数は75件にのぼっている(2004年6月8日、庶民院における国防省閣外大臣Adam Ingramの報告、8 Jun 2004: Column 4-5WS)。

(1) Bread Basket事件

前述のイラク人虐待事件であり、伍長1人と伍長代理2人の計3人の兵士が軍法会議(7人の将校と法務官によって構成された)にかけられ、2005年2月25日に、暴行・暴行幫助・不名誉な行為・軍規律違反などにより、最高2年間の自由刑が下された。この判決に対しては、同じ部隊の約70名の他の兵士たちも同様の虐待をおこなっていたという指摘を無視したこと、及び兵士に略奪を繰り返すイラク人を厳しく取り締まるよう命令した部隊長の責任を不問に付したことに對し、疑問の声があがった³⁸。

(2) Baha Mousa事件

2003年9月、イギリス軍が占領していたイラク南部で、ホテルの受付係をしていたBaha Mousaが、そのホテルに武器が隠されていたことからテロ行為への関与を疑われ、イギリス軍基地に連行され、そこで暴行を受けて死亡した事件である。

彼の遺族及びその他の場所でイギリス軍によって殺されたイラク人5人の遺族は、イギリス高等法院へ、彼らの死に関し独立した調査の実施を求める遺族の請求に対するイギリス政府の拒否を覆そうと、提訴した。

高等法院は、2004年12月14日、Baha Mousaが死亡した軍基地内の刑務所には、大使館・領事館などと同じように、ヨーロッパ人権条約及び1998年人権法が適用されるとした。そして、陸軍による捜査は「引き延ばし(dilatoriness)」であり、独立しておらず、当該部隊長は全力を尽くそうとしていなかったと批判し、人権条約2条(生命に対する権利)、3条(拷問の禁止)³⁹から生じる捜査義務に違反が生じているとした⁴⁰。その他の5人に関しては、殺害現場が軍基地内でなかったため、人権条約2条・3条の適用を否定した⁴¹。

38 この事件に関するTHE TIMES(25 January 2005)の記事*Forces need final push to match civil justice*は、将校に甘く兵士に厳しいとされる軍法会議に関し、すべての階級からメンバーを選出することを提案している。

第二次世界大戦後のドイツ占領中に生じたイギリス軍によるドイツ人虐待事件をこの事件と比較する興味深い論文として、Gerry Rubin, *Courts Martial from Bad Nenndorf(1948) to Osnabrück(2005)*, RUSI Journal (April 2005), p.52、参照。

39 2条1項「すべての者の生命に対する権利は、法律によって保護される。何人も、故意にその生命を奪われぬ。ただし、法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に裁判所の刑の言渡しを執行する場合は、この限りでない。」

3条「何人も、拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない。」前掲12、116頁。

40 ヨーロッパ人権裁判所は1996年のMcCann事件判決で、「2条1項にもとづく生命に対する権利を保護するという義務は、・・・暗黙のうちに、実力の行使、特に国家機関によるその行使の結果として、個人が殺されたときには、あるかたちの効果的な公的捜査がなされることを求めている」との判断を下し、この判断はイギリス貴族院の2003年のAmin事件判決においても引用された。McCann v United Kingdom (1996) 21 EHHR paragraph 161, Regina v Secretary of State for the Home Department (Respondent) ex parte Amin (FC), [2003] UKHL 51

41 Regina (Al-Skeini and others) v Secretary of State for Defence, [2004] EWCA 2911 (Admin), [2005] 2 WLR 1401

両当事者とも控訴した。

その後、陸軍公訴局(the Army Prosecuting Authority)によって捜査が続けられ、2005年5月には、事件に関与した連隊の部隊長であるJorge Mendonca大佐も取調べを受け、7月末には大佐の他、少佐、准尉、軍曹、伍長、伍長代理、二等兵各1人ずつの計7人が起訴された。大佐、少佐、准尉の3人は、陸軍法にもとづく監督責任遂行上の過失によって、軍曹は陸軍法にもとづく暴行罪で、伍長は陸軍法にもとづく故殺罪及び2001年国際刑事裁判所法にもとづく戦争犯罪の中の非人道的待遇の罪で、伍長代理と二等兵の2人は同じく非人道的待遇の罪で起訴された。特に約620名の部下をもち、事件発生時には現場から約20km離れた場所で連日の略奪・襲撃等への対応に追われていた大佐の起訴に対しては、Bread Basket事件において不起訴となった部隊長との違いが指摘され、政治上の思惑からスケープゴートにされたとの批判が高まった。また、兵士3人に対し戦争犯罪が適用されたことに対しても、陸軍に対するイメージを必要以上に悪化させるとの批判がなされた。

その年の12月21日、控訴院は高等法院の判決を踏襲しながら、捜査義務違反に関しては、より多くの証拠が控訴院へ提出され、軍法会議の審理開始が未決定であるという事情を考慮し、その決定は時期尚早であり、高等法院へ差し戻すとした⁴²。両当事者とも上訴した。

注目の軍法会議は⁴³、2006年9月6日から、Bulfordの新しい軍事裁判所センター内で始まり、現在審理が進められている。

(3) Trooper Williams事件

Williams騎兵は、2003年8月2日、他の兵士とともにバスラ近郊をパトロール中に6人のイラク人が弾薬を運んでいるのを見つけ、逃走した1人を伍長とともに追跡し、もみ合いの後イラク人を背後から撃ち、翌日イラク人は死亡した。

憲兵による捜査に対しWilliamsは正当防衛を主張し、伍長も当初はそれを支持したが、後にWilliamsはパニック状態になったに違いないと証言を変えた。

陸軍法律サービスの中佐は、11月に上級当局への照会を正当化するような条件は存在しないと助言し、Williamsの部隊長はそれを受け入れ不起訴とした。しかし陸軍公訴局が疑問を抱いたため、この事件は法務総裁(Attorney General)に移送された。法務総裁はこれを公訴局(Crown Prosecution Service)に委ねた。Williamsは2004年9月、謀殺の罪で起訴され、治安判事裁判所で保釈を認められた後、刑事法院で審理が開始された(起訴したのは陸軍公訴局でなく通常の刑事事件を扱う公訴局であったため、審理も軍法会議でなく通常の刑事裁判所でおこなわれた)。翌年4月、刑事法院は、公訴局が証拠の提出ができず有罪の可能性がほとんどないことを認めたため、無罪判決を下した。

この事件は、「1. はじめに」で既述したように、2005年7月14日の貴族院において、

42 Regina (Al-Skeini and others) v Secretary of State for Defence, [2005] EWCA Civ 1609

43 "LEGAL history will be made when Colonel Jorge Mendonca and six other servicemen come before a court martial at Bulford", The Times, Law diary, September 05, 2006

6人の議員から、部隊長が不起訴を決定していたにもかかわらず法務総裁は起訴手続をすすめる、このことが部隊長の指揮命令権限を大きく失墜させたとして、法務総裁を激しく非難する発言が続くという事態を招いた⁴⁴。

(4) イラク少年溺死事件

2003年5月8日、バスラにおいて、イギリス兵が略奪行為をおこなったイラク人を捕まえ暴行を加え、さらに運河に飛びこませたが、その中の15歳のイラク少年が溺死したという事件である。軍曹1人、伍長代理1人、近衛兵2人の計4人が故殺容疑で軍法会議にかけられた。途中で近衛兵1人の無罪が宣告され、残り3人も5週間にわたる審理の結果、2006年6月7日に無罪判決を下された。その根拠は、証人は少年とともに捕まったイラク人1人だけであり、彼は賠償金がもらえると言われて証言をおこなっておりその証言は信憑性に欠けること、また事件当時は戦争から占領への過渡期であり、70万人の人口をかかえるバスラの治安を、少人数の、占領活動の訓練を受けていないイギリス軍で維持することの困難さへの一定の理解であった⁴⁵。

(5) Seven paratroopers事件

2003年5月11日、バスラの北約100kmの道路沿いで、パラシュート連隊第3大隊の7人の落下傘兵が、18歳のイラク人を殺害した事件である。2005年9月から軍法会議が開かれたが、同年11月、病院の記録や埋葬の帳簿を調べていない、DNA標本を採取していないなどの捜査の「著しい怠慢」が指摘され、イラク人による証言の信憑性にも疑問が多いことから、全員無罪の判決を下した。

(6) まとめ

以上概観したように、戦争終結直後のイラクの情勢は混沌とし、イギリス軍の対応も混乱して、多くの事件が発生した。これらの事件においては、一方に困難な状況の中で準備不足を克服しながら懸命に秩序回復をめざしている（と見なされている）イギリス兵が存在し、他方に無実と思われる多くのイラク人が殺されているという現実があった。異国の地で証拠・証言を集め事件を立証していく検察官の仕事は、言葉や文化の違いに阻まれ、さらにその件数の多さとスタッフの限られた人数によって⁴⁶、非常に困難なものとなった⁴⁷。こうした状況が、(3) Trooper Williams事件、(4) イラク少年溺死事件、(5) Seven paratroopers事件における無罪判決や、(2) Baha Mousa事件での裁判官に

44 HL, 14 Jul 2005: Column 1220

45 Max Hasting, *The British army is a killing machine, not a police force*, Guardian, June 8, 2006. この中で「If they (soldiers: 筆者注) were not responsible, then who was?」と問いながら、このような状況を作りだしたブッシュ大統領とブレア首相の責任を挙げている。

46 Sean Rayment, "Our troops face too many inquiries, says head of Army courts", Telegraph (電子版), 26 February 2006

47 2005年10月、主任捜査官がバスラの自室で自殺した。仕事上の厳しいプレッシャーが原因と考えられている。"Political row as Iraq murder case against soldiers collapse", Guardian, November 4, 2005

よる捜査批判を招くことになった。と同時に、軍隊の犯罪を軍隊自体が捜査することの問題点も改めて浮かび上がってきた。部隊長による場当たりの判断から生じる捜査・起訴の間の不統一⁴⁸、将校に対する捜査・起訴と兵士に対するそれとの間の差違などである。その問題点を解決すべく、軍法会議の審理をより通常の裁判所のそれに近づけようとする動きと同じく、その前段階の捜査・起訴においても市民社会におけるそれに近づけようとする動きが、法務総裁を中心に始まっている。しかしながら、この動きは軍隊における階級制の動揺につながる可能性があり、前述の2005年7月14日の貴族院におけるような反発、さらにはそうした動きは、兵士に敵を撃つ前に微妙でかつ迅速な判断を求め、もしその判断を誤れば謀殺罪で起訴されるという危険を負わせることになり⁴⁹、円滑さが至上命令の軍事活動に悪影響が生じるとの反対意見も主張されている。こうした中で、(2) Baha Mousa事件に関わる貴族院及び軍法会議がどのような判決を下すのか、注目される。

4. 結びにかえて

イギリスの国会では、2005年12月から2006年軍隊法案の審議が始まった。昨今の海陸空3軍の共同行動の常態化に即応すべく、軍隊規律法も3軍が個々の法律をもつのでなく、統一のそれをもつことがこの法案の最大の課題である。と同時に、イラク占領から浮かび上がった軍事司法制度、特にその捜査・起訴手続に関しても、かなりの改正が提案されている。例えば、3軍共通の公訴局を設け、軍の指揮命令系統からの分離をさらに徹底させ、部隊長が単独で不起訴処分にできる事件の範囲を限定し、重大な事件はすべて公訴局に移送するようにすることなどである。しかしながら、2000年軍隊規律法によって部隊長の権威の源泉の1つである略式命令が既にその効力を限定されてしまっており、こうした改正によって、さらに部隊長の懲戒権限の範囲が縮小されるとなると、激しい反発は避けられないであろう⁵⁰。イラクに続き、さらに戦闘拡大の兆しのあるアフガニスタンにおけるイギリス軍の厳しい状況から生み出されるであろうさらなる事件をフォローしつつ、2006年10月11日から貴族院で再開される予定の2006年軍隊法案審議の行方を引き続き見守る必要がある。

最後に日本に目を向けると、2005年11月22日付の自民党新憲法草案は、その第九条の二(自衛軍)が注目を集めたが、同時に第七十六条(裁判と司法権)三項「軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する」という条文にも注目が集まった。戦後憲法学が、設置することができない特別裁判所の

48 部隊長には1年間に起訴に至らなかったもので1500件の案件が報告されてくる。Mark Townsend, "Courts martial axed in army law shake-up", *Guardian*, May 29, 2005

49 Sean Rayment, "Soldiers told: you can shoot this man if you think he's stealing But if you're wrong, you'll be on a murder charge", *Telegraph* (電子版), 13 March 2005

50 これを予想するものとして、Humphry Crum Ewing, *Around and About Westminster: A Period of 'Wait and See'*, RUSI NEWASBRIEF (August 2005)

例として挙げてきた軍法会議⁵¹の復活を想像させたからである。

その他の条文を見れば、草案八十条二項の下級裁判所裁判官の任命方法は現行憲法のそれと同じであり、裁判官の独立に関する草案七十六条四項も現行憲法と同じものである。草案からは、軍事裁判所の裁判官だけが八十条二項及び七十六条四項の適用から外れると解釈することは難しいので、軍事裁判所においても、「最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命」した者が、裁判官として「その良心に従い独立してその職権を行う」ことになる。最高裁はどのような人たちを指名するであろうか？ その人たちが独立してその職務をおこなうことについて、困難は生じないのであるか？ また軍事裁判所への起訴、そのための捜索は、どのような組織が担うのであろうか？ これまで述べてきたイギリスにおける軍事司法制度の現状は、それらの問題を、日本国憲法の「司法権の独立」という基本的価値（それは自民党新憲法草案にも引き継がれている）と矛盾を生じさせることなく解決することがそう簡単でないことを示しているように思われる。

*付記 本稿は日本学術振興会平成18年度科学研究費補助金（基盤研究(C)（一般）「イギリス軍事法における1990年代後半以降の『司法化』の進展と今後の課題」）による研究成果の一部である。

51 例えば「一般の法律上の争訟は、第一項に定める裁判所の権限に属するのが原則であるから、そうした『特別裁判所』を設けるとすれば、それは必然的に、特定の身分をもつ人間または特定の性質の事件に関する訴訟についてのみ裁判権を有することになろう。明治憲法時代の軍法会議は、そうした特別裁判所のいい例である。」宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978年）、601頁。

日本国憲法第76条2項の特別裁判所設置禁止の根拠に関して、水島朝穂『現代軍事法制の研究』（日本評論社、1995年）、145～149頁。